

## 富士通 Shunsaku アカデミック支援プログラムに関する同意書

本「富士通 Shunsaku アカデミック支援プログラムに関する同意書」(以下「本同意書」といいます。 ) は、富士通株式会社(以下「富士通」といいます。 )と「富士通 Shunsaku アカデミック支援プログラム」(以下「本支援プログラム」といいます。 )にお申し込みの文部科学省認定の大学院、大学、短期大学又は高等専門学校(以下「教育機関様」といいます。 )との本支援プログラムに係る合意を定める法的な契約です。教育機関様は、「日本データベース学会・富士通株式会社共催富士通 Shunsaku アカデミック支援プログラム申請書」(以下「申請書」といいます。 )に必要事項を記載し、本支援プログラムの利用を申し込まれる前に、本同意書を必ずお読みの上、本支援プログラムに係る合意内容をご理解ください。本支援プログラム利用の申請後、富士通より本支援プログラムの利用承諾通知を受領された教育機関様については、本同意書への教育機関様の代表者の記名、捺印をもって、本同意書の内容をご承諾いただき、本支援プログラムをご利用いただくものといいたします。

### 1. 定義

本同意書で使用される用語のうち、以下の各号に定める用語については、その定義に従うものとします。

(1) 「代表教員」とは、文部科学省認定の大学院、大学、短期大学又は高等専門学校に正式に雇用されている教員であり、本支援プログラムを利用する教育機関様の代表者をいいます。

(2) 「利用者」とは、代表教員が所属する大学院、大学、短期大学又は高等専門学校の教員若しくは学生であり、教育機関様の申請書の「4. 利用者」欄の項に記載の者をいいます。

(3) 「貸与ソフトウェア」とは、本支援プログラムに係る富士通のホームページに記載のInterstage Shunsaku Data ManagerおよびInterstage Data Effectorであり、富士通が本同意書第4条に従って教育機関様に送付するソフトウェアをいいます。

(4) 「利用期間」とは、教育機関様が本支援プログラムを利用できる期間をいい、教育機関様が貸与ソフトウェアを受領したとき(以下「開始日」といいます。 )より同年度(年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。 )の3月31日までの期間をいいます。

### 2. 本支援プログラムの利用

2.1 本支援プログラムの内容は、貸与ソフトウェアの貸与及び貸与ソフトウェアに関する問い合わせ対応です。

2.2 教育機関様の本支援プログラムの利用は、開始日より可能となります。

2.3 教育機関様は、本支援プログラムを利用する際に、本同意書の内容を理解の上、これを承諾するものとします。

2.4 教育機関様による本支援プログラムの申請者は代表教員に限られるものとし、申請者が本同意書第1条に定める代表教員の定義に該当しない場合は、富士通は当該申請を却下し、又は教育機関様の本支援プログラムの申請に対する富士通の利用承諾通知を取り消すことができるものとします。

2.5 富士通は、教育機関様が本支援プログラムを利用されている事実を、富士通の裁量と判断にて、富士通又は日本データベース学会のホームページへの掲載その他の方法にて公

表することができるものとします。

### 3. 代表教員の役割

3.1 教育機関様は、本支援プログラムに関する富士通への連絡・通知等は代表教員を通して行うものとし、富士通は、本支援プログラムに関する教育機関様への連絡・通知等を代表教員を窓口として行うものとします。なお、当該連絡は原則e-mailにて実施するものとします。

3.2 代表教員は、本同意書に記載の事項を遵守するとともに、利用者に対し、本同意書の記載事項を遵守させるものとします。

### 4. 貸与ソフトウェアの送付

4.1 富士通は、貸与ソフトウェアを、教育機関様の代表教員が記名、捺印した本同意書を受領後速やかに、教育機関様が申請書の「7. 貸与ソフトウェア送付先」欄に記載の送付先住所(以下「教育機関様の送付先」といいます。 )に富士通所定の提供形態で、1式送付します。

4.2 教育機関様は、貸与ソフトウェアを受領後30日以内に当該貸与ソフトウェアについて検査するものとし、当該貸与ソフトウェアの記録媒体に物理的な不具合を発見した場合は、当該期限内に富士通に書面で通知するものとします。富士通は当該通知を受領した場合、富士通の判断により無償で良品と交換するものとします。

### 5. 貸与ソフトウェアの使用許諾

5.1 貸与ソフトウェアは、利用期間中、教育機関様が申請書の「6. 利用目的」欄に記載の目的(以下「利用目的」といいます。 )の範囲においてのみ、教育機関様の代表教員及び利用者が使用することができます。

5.2 教育機関様は、貸与ソフトウェアを、利用目的の遂行に必要な数の任意の機器に複製できます。但し、貸与ソフトウェアの複製は、代表教員および申請書の「5. 複製者」欄に記載の代表教員が指名した特定の利用者1名のみが行うことができるものとします。

5.3 前項に定めるほか、教育機関様は、貸与ソフトウェア

をバックアップの目的でのみCD-ROM等の記録媒体に複製することができます。

## 6. 貸与ソフトウェアの使用条件

教育機関様は、利用期間中、貸与ソフトウェアに関し以下の各号に定める使用を行わないものとします。

(1) 貸与ソフトウェアを、利用目的以外の目的で使用すること。

(2) 代表教員及び代表教員が指名した特定の利用者1名以外の者が貸与ソフトウェアを複製すること。

(3) 貸与ソフトウェアの全部若しくは一部を逆アSEMBル又は逆コンパイルすること。

(4) 貸与ソフトウェアの全部若しくは一部を他のソフトウェアと結合し又は改変等すること。

(5) 貸与ソフトウェアを代表教員及び利用者以外の第三者に対し、有償であると無償であると問わず、譲渡、使用許諾、その他の方法で使用させること。

(6) 貸与ソフトウェアの全部若しくは一部を単独で又は他のソフトウェア等と組み合わせ若しくは他のソフトウェア等の一部として、直接又は間接に輸出すること。

## 7. 貸与ソフトウェアの評価等の結果

教育機関様は、貸与ソフトウェアの性能評価の結果等を第三者に開示、提供等しないものとします。ただし、富士通の事前の同意がある場合はこの限りではありません。

## 8. 利用者の追加

代表教員は、貸与ソフトウェアの利用者を追加する場合は、別途「日本データベース学会・富士通株式会社共催富士通Shunsakuアカデミック支援プログラム利用者追加申請書」を事前に富士通に提出するものとします。

## 9. 利用者の削除

代表教員は、貸与ソフトウェアの利用者を削除する場合は、別途「日本データベース学会・富士通株式会社共催富士通Shunsakuアカデミック支援プログラム利用者削除申請書」を富士通に提出するものとする。

## 10. 免責

10.1 本同意書第4条に定めるほか、富士通は、貸与ソフトウェアの品質又は性能に関する問題について、一切責任を負わないものとします。

10.2 富士通は、貸与ソフトウェアの使用に関し、教育機関様に生じた損害に対する賠償の責を一切負わないものとします。

## 11. 貸与ソフトウェアに関する問い合わせ

11.1 教育機関様は、利用期間中10回を上限として、かつ代表教員に限り、貸与ソフトウェアの問題及び使用方法等に関し、別途富士通が指定する富士通の窓口にてe-mailにて問い合わせをすることができます。

11.2 前項に基づく富士通の教育機関様に対する問い合わせへの回答は、教育機関様に生じた貸与ソフトウェアに関する問題等を解決することを保証するものではありません。

## 12. 解約等

12.1 教育機関様及び富士通は、利用期間中であっても、相手方への事前の書面の通知をもって教育機関様の本支援プログラムの利用を終了することができるものとします。

12.2 前項に定めるほか、富士通は、教育機関様が本同意書に違反した場合、教育機関様の本支援プログラムの利用を終了させることができるものとします。

## 13. 終了時の措置

教育機関様は、本支援プログラムの利用期間が終了した場合又は貸与ソフトウェアの利用を終了する場合は、以下の各号の定めに従うものとします。

(1) 代表教員は、貸与ソフトウェアその他の富士通より受領した資料等の原本を、利用終了日より30日以内に富士通の指定した場所に教育機関様の責任の負担にて返却し、その一切の複製物を教育機関様の責任にて破棄または消去の上、その旨を富士通に書面で通知すること。

(2) 本支援プログラムの利用の成果報告書(貸与ソフトウェアの利用に関する教育・研究成果を含みますが、これに限りません。)を、利用期間終了日より30日以内に富士通の指定した場所に教育機関様の責任と負担にて送付すること。

## 14. 報告書

富士通は、教育機関様の本支援プログラムの利用の成果報告書を、本支援プログラムに関して自由に使用、複製等することができるものとします。

15. 合意管轄本同意書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所として処理するものとします。

以上

以上を確認し、本同意書に同意します。

年 月 日

住 所 :

教育機関名 :

代表教員名 :

(印)

本同意書を両面印刷の上、上記署名欄に記名捺印し、富士通の指定場所に送付ください。